

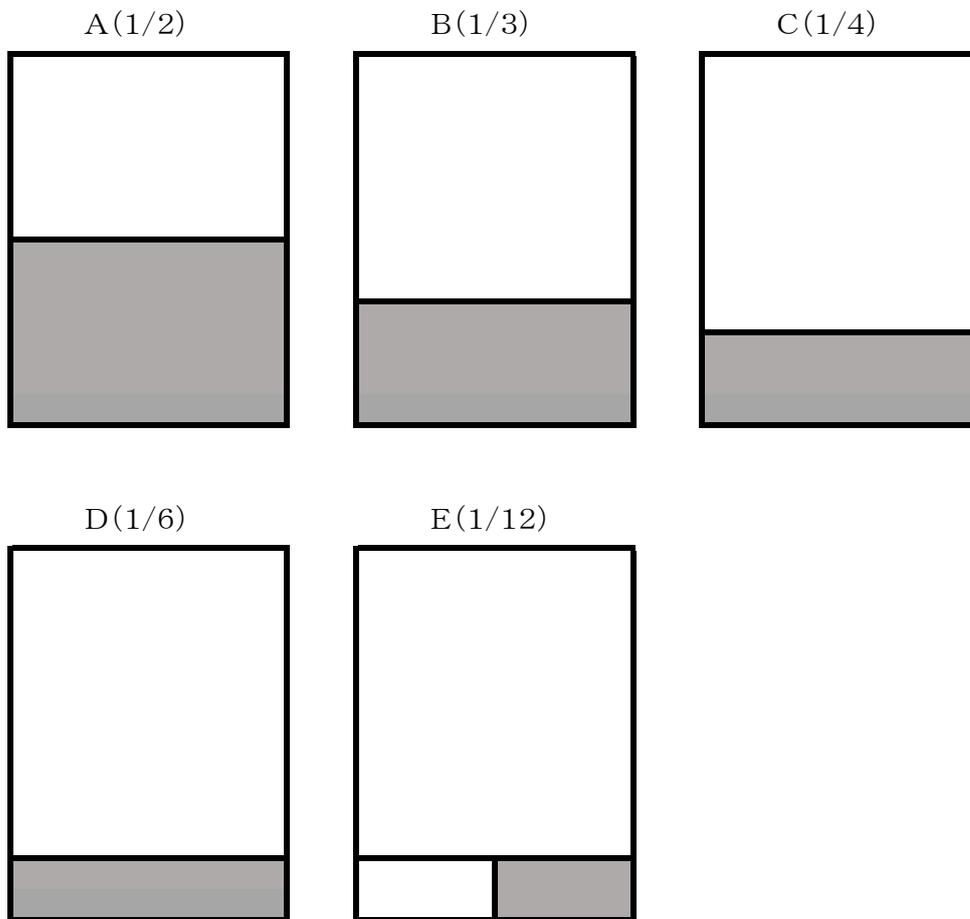
公益社団法人滋賀県看護協会「ナースレーク」広告募集要項(案)

1 媒体の概要

- (1) 名称 広報誌「ナースレーク」
- (2) 形状 A4 12ページ
- (3) 部数 約9,300部
- (4) 名称 4回／年(4月、7月、10月、1月)
- (5) 配付 全会員(施設毎に発送 ※施設約220、個人会員850)

2 広告の規格

- (1) 名称の場所及びサイズ



- (2) 刷り色 フルカラー

### 3 広告掲載料(1回あたり)

	広告サイズ(たて×よこ:mm)	広告掲載料(円)[税別]		
		裏表紙 (12ページ)	裏表紙裏 (11ページ)	中面
A	1/2ページ(126×175)	90,000	60,000	30,000
B	1/3ページ(84×175)	60,000	40,000	20,000
C	1/4ページ(63×175)	45,000	30,000	15,000
D	1/6ページ(42×175)	30,000	20,000	10,000
E	1/12ページ(42×87)	15,000	10,000	5,000

### 4 掲載の申込み

発行の3か月前までに申し込んでください。

### 5 原稿の提出

申込の際、原稿データを本会総務部に提出してください。

広告のデザインを本会の印刷業者どの程度行うかについては、申込み時に協議して確認させていただきます。(デザインに手間がかかる場合は、別途デザイン料がかかる可能性があります。)

### 6 広告掲載料の支払い

指定した期日までに、本会が指定する金融機関口座にお支払いください。

### 7 広告掲載料の返金

納入された広告掲載料は返金できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部又は一部を返金します。

### 8 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の入金がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他会長が広告の掲載を取り消さざる得ないと認めたとき

## 9 免責について

- (1) 掲載された広告の内容に関しては、広告主様に一切の責任を負っていただきます。広告内容に起因する名誉棄損の請求又は訴訟、プライバシーの侵害、著作権の侵害及び他の請求・訴訟に関し、本会は一切責任を負いません。
- (2) 広告掲載の形式、方法等の条件については、本会の都合により予告なく変更する場合があります。
- (3) 媒体の発行に遅延・中断が生じても、お申込みいただいた広告の掲載に影響が生じなかった場合は、本会は一切責任を負いません。

## 10 その他

- (1) 広告主は、「公益社団法人滋賀県看護協会広告掲載要綱」を遵守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、本会役員会で協議するものとします。また、必要に応じて本会が広告主に確認等を行うことがあります。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて本会と広告主双方協議の上、定めることとします。

## 11 問い合わせ・申込先

公益社団法人滋賀県看護協会 総務部

TEL 077-564-6468 FAX 077-562-8998